

最新裁判例からみる労働時間法と企業の実務対応策

-労働時間制、定額残業代、裁量労働制等をめぐる法的課題と対応-

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

最近、労働時間をめぐる裁判例が相次いで示されていますが、その中には企業の労務管理実務の見直しを迫るものがみられ、極めて注目に値します。本講習では労働時間をめぐる最新労働判例を取り上げ、法的課題と対応策を解説するものです。また労働時間法制をめぐっては、政府の規制改革会議等においても検討課題に挙げられており、裁量労働制を中心に見直しの議論が進められています。これら最新動向もあわせて説明します。ぜひご利用ください。

記

- 1 日時 平成 25 年 9 月 6 日 (金) 午後 1 時 30 分～4 時 30 分 (開場・受付 1 時から)
- 2 講師 北岡大介 氏 (社会保険労務士・元労働基準監督官)
- 3 内容
 - (1) 労働時間制をめぐる最近の裁判例
 - ① 自宅待機時間は労働時間になるか?
 - ② 在社居残り時間の労働時間制—業務上必要ないにも関わらず在社=労働時間か?—
 - (2) 定額残業代をめぐる最近の裁判例
 - ① 定額残業代の適法要件?—テック事件裁判の補足意見について—
 - ② 限度基準告示を超えた定額残業代は違法か?—ウインザーホテル事件—
 - ③ 残業代放棄の個別同意書が法的に認められるか?—ワークフロンティア事件—
 - (3) 裁量労働制等をめぐる最近の裁判例
専門業務型裁量労働制、事業場外みなし労働が否定された例
 - (4) 最近の規制改革会議・産業競争力会議の議論からみる労働時間法制の動向等
- 4 会場 三田労働基準協会 1 階 研修センター (裏面案内図参照)
港区芝 4-4-5 (都営地下鉄三田駅 A9 出口徒歩 2 分・JR 田町駅三田口(西口)徒歩 8 分)
- 5 定員 32 名 (先着順)
- 6 受講料 (テキスト代・消費税込) 会員 4,000 円 会員以外の方 5,000 円
- 7 申込み方法等
 - ① 受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692) して下さい。
 - ② 申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内 (到着から 8 月 30 日まで 2 週間ない場合は 8 月 30 日 (金) まで) に次の銀行口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。

- ・銀行名: 三菱東京UFJ 銀行田町支店 ・口座番号: 普通預金 0397963
 - ・口座名義: 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所: 港区芝 4-4-5
 - 振込人名の前に講習会月日を記入ください (例 0906 マルマルカイシャ等)

 - ③ 受講の取消: 8 月 30 日 (金) までの取消しは受講料を全額返還いたしません (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
- 8 問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax 03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。